

尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言に対する取組状況等について

I 市行政組織のあり方について

生活課題の解決に向けたコーディネーション機能(提言P3)

本庁に必要と考えられる機能	令和4年度			令和5年度	
		取組状況	課題や懸案事項	取組状況	課題認識
① 生活課題の解決に資する各分野(保健・医療・福祉・介護、自治・消防・防犯、社会教育)の制度、施策の共有及び評価と政策立案、そのための部局間の調整	構築済	令和4年4月に本庁に設置した重層的支援推進担当課が事務局となり、令和4年11月に各分野の制度や施策の共有、重層的支援推進事業の評価等を目的とした、重層的支援推進会議(別紙1)を設置した。		・各部局の主体的な連携意識の醸成を図るために、重層的支援推進会議において、具体的な連携事例の成果と課題を通して各部署の取組の共有を行い、各部署の把握する課題等についての連携策に向けた協議を行った。 ・また、保健福祉センターや地域振興センター職員に加え、国保、税といった課題を抱えた市民に接する機会のある現場職員向けに、具体的な連携方法についての研修を実施した。 ・動物愛護センターとの情報共有のための定例会や必要な住居を失う恐れのある不安定居住者への居住支援についての住宅部局との意見交換、空き缶持ち去り禁止条例の制定をきっかけに業務課から困窮者への対応の相談を通して就労支援に向けた協議を実施した。	
② 南部・北部保健福祉センター及び子どもの育ち支援センター(いくしあ)、地域振興センターの事業実施状況把握及び各センターの効率・効果的な事業推進に必要となる情報や施策等の共有、施策実施に向けた調整	構築済	重層的支援推進担当課の基幹包括化推進員を中心に、南北保健福祉センターの包括化推進員(福祉相談支援課職員)、地域振興センターのエリアマネジャー(地域振興センター所長)が連携し、事業推進に必要な情報の共有、施策の実施を推進することを定めた尼崎市重層的支援推進事業実施要綱を制定した。			【政策・組織レベル】各相談窓口の相談事例を集約し、その分析から必要な政策の検討、各事業の総括的な効果検証ができるないため、分野横断的な政策立案が困難となっている。
③ 生活課題の解決に資する民間事業・活動の情報共有及び活動促進に向けた環境整備	構築済	重層的支援推進事業における地域づくり事業に位置付けられる各分野・施策の情報共有を行い、一体的な取組を推進するため、重層的支援推進会議に地域づくり事業の所管課で構成する地域づくり連携会議を設置した。			
④ ①～③における成功事例の周知、要検討事例の部局間での協議	構築済	重層的支援推進会議において、支援会議において調整した個別支援事例の成果と課題について共有するとともに、課題の解決に向けて協議を進めた。			
地域振興センターに必要と考えられる機能	令和4年度			令和5年度	
	取組状況	課題や懸案事項	取組状況	課題認識	
⑤ 地域の総合相談窓口として市民の生活課題の把握や課題整理、関係機関等との協働の調整	構築済		引き続き、地域振興センター職員が課題を抱え潜在化する市民を把握するための研修等の実施が必要となる。 また、市社協の地域福祉推進計画においては、市社協と地域課が協働して「なんでも相談窓口」を設置することになっているが、市民への周知が必要となる。		【政策・組織レベル】各相談窓口の相談事例の集約機能がないため、地域振興センターに対して、集約した個別事例の分析に基づく地区ごとの生活課題の把握や将来的なニーズ予測による地域づくりに必要なデータを提示できていない。
⑥ 社会福祉法人社会福祉協議会、自治組織、NPO、社会福祉法人等の社会活動組織等の地域での活動状況の把握及び生活課題の情報集約と地域の生活課題の明確化		重層的支援推進事業実施要綱において、地域振興センター所長を地域における市民の生活課題の把握や地域のネットワークの構築等を行うエリアマネジャーとして位置付けるとともに、令和4年7月に、尼崎市社会福祉協議会と重層的支援推進事業の協働実施に関する協定を締結し、地域振興センターと市社協との情報共有による総合相談窓口や地域づくりを進める体制を整備した。	地域振興センターでは、保健福祉センターや民生児童委員、福祉事業所等の福祉に係る支援関係者等との関係構築が課題となっている。 また、地域振興センターが把握するごみ屋敷等の生活課題の集約状況を把握するための仕組みの構築が必要となる。	・地域振興センター(地域課、市社協)に地域団体の把握した気になる子どもの相談があり、支援会議等を通して支援関係者に保健福祉センターでの支援内容や地域団体の支援情報の共有が行われ、地域での緩やかな地域団体と行政との見守る体制ができた。 ・また、居場所や出番を必要とする支援事例に対して、地域振興センターや市社協が地域団体等と連携して企画やイベントを実施するなど、個別課題に対応した地域づくりを意識した取組が行われた。	【事務事業レベル】・地域振興センター(地域課、市社協職員)には、地域団体等と連携した早期把握や社会参加に必要な地域資源の開拓・開発といった役割を期待している。しかしながら、地域振興センターに対して、つなげても良い事例や参加支援、地域づくりの成功事例と再現性のポイントの共有が十分ではないため、つながれる事例は少なく、また、地域課職員から個々のニーズに応じた地域資源とのつなぎや社会資源の開拓・開発といった提案が少ないなど、地域振興センターのもつ機能を十分にいかすことができない。
⑦ 地域の学校、警察、消防等の社会インフラや企業との連携			個別の相談支援や地域づくり等を進めるために、地域振興センターにおける社会インフラや企業との連携状況の把握と具体的な連携方策の検討が必要となる。		
⑧ 生活課題に対応する上で不足する社会資源の開発			・重層的支援推進担当課において、生活課題に対応した社会資源の開発に向けて地域振興センターとの連携強化が課題となっている。 (個別性の高い支援ニーズにより地域において孤立状態にあるケースを受け入れてもらえる地域の居場所の開発等)		

II 重層的支援体制について

II-1 基幹的機能による包括的な相談支援体制の構築(提言P6)

取組内容	令和4年度		令和5年度		
	取組状況	課題や懸案事項	取組状況	課題認識	
① 相談機能:様々な相談を包括的に受け止め、必要に応じてアウトリーチを行うことにより、課題が深刻化する前の早期把握と早期支援につなげる機能	取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹包括化推進員等を地区担当制にすることで、小学校区ごとに配置している地域振興センターの地域担当職員と連携しやすい体制を構築し、地域課からの相談による早期把握のしやすい体制を構築した。 ・複雑・複合化した課題の解決に向けて、支援会議等を通じて各支援機関の役割分担等による伴走支援を進めるとともに、ひきこもり等の対象者へのアウトリーチ等を行い、早期支援に向けたアプローチを行うために令和4年7月よりひきこもり等支援事業を実施している。 	<p>相談支援機関の支援の行き詰まり感からつながる事例が多く、地域で潜在化する課題が早期把握され支援につながった事例は少ない。</p>	<p>・弁護士会や保護観察所等といった司法関係機関、動物愛護センター等の福祉分野以外の支援機関に対しての事業周知や意見交換を実施したこと、司法関係機関や動物愛護センターとの支援事例が見られた。</p> <p>・保健福祉センターにおいて、組織的に担当課だけで支援の方向性が定まらない事例の把握を行い、センター長を含め、センター内で情報共有や進捗管理を行う仕組みを構築した。</p> <p>・ひきこもりに関する相談窓口の周知、市民むけ研修を実施したこと、しごとくらしサポートセンターにおけるひきこもりの相談件数が増加した。</p>	<p>【事務事業レベル】</p> <p>・相談支援機関の支援の行き詰まり感からつながる事例が多いため、連携しても抜本的な解決に結びつく事例は少なく、また困難事例に対して各分野の専門的な知見を活かして支援の検証や評価、スーパーバイズが得られる仕組みがないため、連携の必要性が十分に理解されにくい。</p>
② 支援調整機能:関係部局等の情報の集約、支援機関等をつなぐネットワークの形成、チームによる支援体制の編成役割や支援の方向性を整理するコーディネート機能	取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に配置した重層的支援推進担当課の基幹包括化推進員を中心に、南北保健福祉センターの包括化推進員や各地域振興センターのエリアマネジャーと連携し、必要な情報の集約やコーディネート等を行う体制を構築した。 ・支援会議では、席配置やホワイトボード、Web会議システムの活用などの工夫により、多様な構成員が参加しやすく、チーム意識が醸成される環境づくりに取り組んでいる。 	<p>南北保健福祉センターの人員体制が厳しい中で、司法や動物愛護センター等との連携により早期把握された相談事例の早期支援の検討に対して、センター内での協働調整が難しい事例が生じている。</p> <p>・支援会議では各支援機関からの積極的な役割分担の提案がないため、支援プランの作成が困難となっている。</p>	<p>・保健福祉センターにおいて、組織的に担当課だけで支援の方向性が定まらない事例の把握を行い、センター長を含め、センター内で情報共有や進捗管理を行う仕組みを構築した。</p> <p>・ひきこもりに関する相談窓口の周知、市民むけ研修を実施したこと、しごとくらしサポートセンターにおけるひきこもりの相談件数が増加した。</p>	<p>【事務事業レベル】</p> <p>・支援会議に参画する関係機関や地域の支援関係者が増加することで、支援会議を開催するための事前調整や情報収集といった負担が増えている。また、個別支援以外にも各団体との会議運営や研修企画等が輻輳する中で、限られた人員体制の中で効率・効果的な運用が課題となっている。</p>
③ 権利擁護機能:当事者の声に寄り添い、必要に応じて措置等の権限行使し、解決につなげることのできる機能	取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見等支援センター運営委員会に重層的支援推進担当課も参画し、連携強化に取り組んでいる。 ・令和4年度に成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、成年後見制度利用までの期間短縮等に取組むとともに支援者の負担軽減を図っている。 	<p>権利擁護機能の充実の指標となる成年後見制度利用までの期間短縮等の効果検証が課題となっている。</p>	<p>・成年後見制度の相談から決定までの流れを見える化したフロー図を作成し、成年後見等支援センター運営委員会において制度利用までの期間短縮に関する意見交換を実施した。</p>	<p>【事務事業レベル】</p> <p>事務手続きと同時に候補者選定の協議を行うなどの運営委員会での意見を参考にし、利用までの期間短縮を図るとともに、運営委員以外へのフロー図の周知や期間短縮にかかる意見の集約についての検討する必要がある。</p>
④ 人材育成機能:【提言 II-3】を参照					
⑤ 情報共有機能:【提言 II-4】を参照					
⑥ ネットワーク機能:福祉課題等を市行政内外の専門機関等が共有し、課題解決に向けて協議するネットワーク構築	取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・府内外の専門機関等との連携を進めるために、①保健福祉センターやいくしあの部課長会やSSW連絡会、②在宅医療介護連携協議会や地域包括支援センター連絡会、相談支援連絡会、ケアマネ協会、医師会等の会議において事業説明及び協力依頼を行った。 ・課題解決の困難な相談事例に対する支援のスーパーバイズや評価等を行うために、医師や弁護士等の専門職や専門支援機関で構成する、(仮)重層的推進事業運営協議会の設置に向けて検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議体が増えることで支援者の負担とならないよう、各分野の連携のための会議体との整理が必要。 ・(仮)重層的推進事業運営協議会が効果的に機能するための構成員の検討が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の専門機関等との関係性の構築や課題を把握するために、地域ケア会議やあまがさき相談支援連絡会、成年後見等支援センター運営委員会や医師会の会議に出席した。 ・医療介護連携支援センター「あまつなぎ」がすべての世代の医療連携の窓口となるよう、医師会との協議を行い、全世代対応の必要性の共通理解を得た。 	<p>【政策・組織レベル】</p> <p>・各分野で共通すると考えられる課題が、それぞれの分野ごとの会議体で協議が行われているため、会議体の整理の必要性はあると考えるもの、部局や所属ごとに理解や調整が課題となっている。</p>
※ 福祉部局に限定しない住宅、教育等の行政内部のあらゆる部局からの支援体制の構築	取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援における府内連携や早期把握等について協議を行うために、重層的支援推進会議の中に、課題を抱えた市民に接する機会の多い窓口担当課や住宅、労働部局等を構成員とする包括的相談支援連携会議を設置した。 ・市営住宅を活用した居住支援団体のネットワーク「リーフル」の会議体に参画するなど、各団体との連携に向けた協議を行った。 	<p>住宅や税、国保等、潜在的な支援ニーズを抱えた対象者と接する機会の多い府内関係窓口との連携のためのルール化等を構築する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業連携会議を開催し、第1回目の会議では福祉・保健局の事業説明を行った。また、市政課題研修として、包括的相談支援事業連携会議に参画している各所属の職員1名以上を必須参加とする生活困窮者自立支援制度の研修を実施した。 ・福祉部局以外の外国人総合相談センターや動物愛護センター等からの相談事例が増えた。 	<p>【事務事業レベル】</p> <p>現在、相談記録は共通のフェイスシート「うけとめ・つなげるシート」を地域課、保健福祉センターで利用している。今後、市民と接する機会の多い窓口や府外の相談支援機関に対しても拡大ていきたいが、個人情報保護や事務負担といった点での整理と職員への理解が課題となっている。</p>
※ 多機関と連携して解決に取り組む意識の醸成及び連携ルール等を定めたガイドラインの作成・周知	取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑・複合化した相談を他の機関へつなぐ際の「うけとめ・つなげるシート」や「複雑・複合的な課題を抱えた世帯の相談支援フロー」を作成し、地域振興センターや保健福祉センター職員への研修を実施した。 ・多機関連携の意識醸成を図るために、地域振興センターや保健福祉センター等の地区担当者を対象とした超高齢化社会体験ゲーム「コミュニティコピービング」を活用したチームビルディング研修を実施した。 ・支援会議のグランドルールを定め、会議構成員に周知することで、チームアプローチ意識の醸成を図っている。 	<p>事業実施要綱は整備したものの、担当者レベルでの理解は十分ではないことで、必要な情報共有が行われないなど、調整が難航する事例もある。</p>	<p>・多機関連携の意識醸成や具体的なつなぎ方について、地域振興センターや包括化推進員向けに「うけとめ・つなげる研修」等の研修を実施した。</p>	<p>【組織・事務事業レベル】</p> <p>・支援関係者に多機関協同連携して伴走支援の必要性がイメージできるような成功事例の共有等の仕組みや組織間でのルール化が課題となっている。</p>

II-2 地域住民・支援機関等のネットワークを支える体制づくり(提言P6)

取り組み内容	令和4年度		令和5年度		
		取組状況	課題や懸案事項	取組状況	課題認識
① 住民主体の見守りや安心できる居場所の構築等を促進するために、生活課題の気づきや行動を促す生涯学習施策と連携した福祉教育の推進	取組中	地域における福祉教育の推進に向け、まちづくり部局と福祉部局が連携して取り組むため、地域振興センターごとに地域担当職員や市社協むすぶグループ等を対象とした超高齢化社会体験ゲーム「コミュニティコーピング」を活用したチームビルディング研修を実施し、地域において支援ニーズの抱え潜在化する市民の存在や、そうした市民の支援ニーズに対応するための地域づくりの必要性についての意識醸成を図った。	個別支援から必要となる地域課題を整理し、地域振興センターと連携して地域において必要となる福祉学習をこれまで以上に推進していく必要がある。	・各福祉部局等と地域振興センターが連携した福祉学習を推進するために、地域づくり連携会議において、地域振興センターにおける福祉教育にかかる講座を含めた市民啓発の取組を共有した。	【事務事業レベル】 ・各地域振興センターと福祉部局とが協力して実施できる事業や講座を増やすため、企画段階からのタイムリーな情報共有方法等の仕組みの検討が必要となる。
② 地域住民主体の生活課題の解決に向けて、市の縦割りの施策をつなぎ、各分野の支援機関のネットワークを最大限に活かして受け止めることのできる体制の構築	構築済	地域振興センター所長をエリアマネジャーと位置づけ、地域で早期把握された困りごとを地域でうけとめる体制を構築するとともに、包括化推進員や基幹包括化推進員との協働調整により、必要な支援につなげる体制を構築した。	・南北保健福祉センターの人員体制が厳しい中で、地域振興センターや司法関係機関、動物愛護センター等との連携により相談事例の掘り起こしつつながることで、センター内での協働調整が難しい事例が生じている。 ・特に、将来の支援ニーズに対する予防的な支援策を検討する際に、現在、支援に携わっていない支援機関の主体的な協力を得ることが難しい場合がある。		【組織レベル】 ・南北保健福祉センターの人員体制が厳しい中で、地域振興センターや司法関係機関、動物愛護センター等との連携により相談事例の掘り起こしつつながることで、センター内での協働調整が難しい事例が生じている。 ・特に、将来の支援ニーズに対する予防的な支援策を検討する際に、現在、支援に携わっていない支援機関の主体的な協力を得ることが難しい場合がある。
③ 身近な地域において解決困難な課題やそれに対応する社会資源を集約し、協議・検討を行うことのできる多様な活動主体が協働するためのプラットフォームの構築	取組中	・市社協を中心に設置した多様な活動主体が協働するためのプラットフォームである各地区的地域福祉ネットワーク会議において、今後、分野や属性を問わない地域づくりをこれまで以上に促進するため、地域福祉ネットワーク会議連絡会(令和4年12月実施)において、梅谷教授を招いて地域共生社会の考え方について講演いただき、多分野協働による地域づくりについて考える契機とした。 ・また、高齢者支援の個別ケア会議と地域福祉ネットワーク会議との関連について整理を進めた。	地域福祉ネットワーク会議では地区ごとに特色ある取組が進んでいるものの、介護保険制度の協議体を母体として設置したため、構成員には高齢者支援の関係者も多く、高齢者支援の視点での地域づくりが中心となっている。今後、多様な活動主体が協働するための地域づくりのプラットフォームとして機能するためにも、構成員や運営について検討が必要となる。	・地域づくりにおいて各分野の課題を共有化するために、地域福祉ネットワーク会議に各福祉分野の支援関係者の参画を進め、5つの地区において、高齢分野だけでなく障害や子ども分野等の支援関係者が参画した会議を開催し、各分野の課題を共有した。 ・令和5年7月に、地域で活動する様々な活動団体の協力を得て、個別性の高い支援ニーズ抱えた方を地域の中で孤立させず、受け入れる社会を作ろうとする「つながり支援プロジェクト」を始動した。活動団体9団体(令和5年12月末時点)が参画した「つながり支援プロジェクト推進協議会」を10月・12月に開催し、受け入れの場づくりについての協議等を行った。	【事務事業レベル】 ・地域福祉ネットワーク会議において、高齢分野以外の支援関係者が継続的に参画する地区とそうではない地区があり、多様な活動主体が協働するためのプラットフォームとなるよう会議運営や様々な支援機関に理解を得ることが課題となっている。 ・つながり支援プロジェクトでは、個別性の高い支援ニーズ抱えた方に対する理解はあるものの、個別性に配慮した伴走的な支援を要することが見込まれるため、活動団体の人的体制もあり、支援対象者7名(令和5年12月末時点)について、受け入れに至っていない。
④ 地域振興センターが前述の基幹的機能と緊密に連携したうえで地域を支えるバックアップ体制の構築	構築済	地域振興センターが把握した地域住民等からの相談内容について、重層的支援推進担当や保健福祉センター等の支援機関と連携し、解決につなげるための「複雑・複合的な課題を抱えた世帯の相談支援フロー」等を作成し、バックアップ体制を構築した。	地域振興センターからの相談を受け止める仕組みは構築したものの、地域振興センターからの地域で潜在化する課題の早期把握により、支援につながった事例は少ない。		
⑤ 分野・対象者で異なる相談や個別支援、地域づくりにおけるエリア間の調整	取組中	・個別支援においては、支援会議を通じて、エリアに関わらず必要な支援関係者の調整を進めている。	・地域づくりにおいては障害分野において支援機関が偏在するなど、地域において異なる社会資源の調整が課題となっている。	継続	【組織・政策レベル】 ・地域づくりにおいては障害分野において支援機関が偏在するなど、地域において異なる社会資源の調整が課題となっている。 ・高齢者支援での地域ケア会議での事例や重層的支援推進担当につながれた事例等の集約から、各地区的庁内外の専門機関と地域課題を共有し、地域福祉ネットワーク会議等を活用し、エリア間の特性等を協議する場が必要となる。
⑥ 6地区ごとの特性と社会資源などの格差への配慮	取組中				

II-3 包括的な相談支援体制を支える人材の育成(提言P7)

取り組み内容	令和4年度			令和5年度	
		取組状況	課題や懸案事項	取組状況	課題認識
① 分野ごとの違いを学ぶためのソーシャルワーク研修や専門性ごとに必要となるスーパーバイズやコーディネートスキル、ファシリテーションスキル、地域との対話や協働を学ぶための研修の継続実施	取組中	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の中心となる福祉専門職を対象として、南北保健福祉センター内の連携を即するための勉強会等を企画・実施し、包括的な相談に対応できる人材の育成に継続的に取り組んでいる。 R4年度は、基幹包括化推進員、包括化推進員、地域課、市社協を対象として、重層的支援推進事業の理解や、複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために必要な知識・技能を習得するための国の重層的支援体制構築人材養成研修を受講した。 基幹包括化推進員のファシリテーションスキルの向上や支援策や社会資源の共有を図るために、重層的支援推進担当課内の模擬支援会議や個別ケースの進捗会議の定例開催に取り組んでいる。 	<p>ソーシャルワーカーの不足が懸念される中で、各相談支援機関の職員を対象とした研修の充実が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多機関で連携する意識醸成のため、南北保健福祉センター係長向けの研修を福祉相談支援課と共に実施した。また、分野の違う基幹相談機能のある部署や委託相談事業所等が集まる研修を予定している。 R5年度は、包括的な支援体制の構築に求められる行政と社協の役割、重層的支援体制整備事業の実施上の考え方や着眼点について学ぶため、基幹包括化推進員と市社協の専門員を対象で兵庫県と県社協共催の包括的支援体制づくりセミナーを受講した。 基幹包括化推進員のスキル向上のため、ファシリテーション研修やダイバーシティ就労支援実践研修、国の重層的支援体制人材養成研修等の様々な研修に参加した。 	<p>【事務事業レベル】 支援者サポート会議に参加機会のない支援関係者に対する事例検討を行う研修ができていない。</p>
② 支援機関の協働意識や複合課題の気づき、支援スキルを高めることを目的として、様々な分野の支援関係者によるアセスメントを重視した事例検討を行う仕組みづくり	取組中	重層的支援推進担当の実施する支援者サポート会議においては、アセスメントを重視した会議運営を行い、複合課題への気付きや支援スキル向上に取り組んでいる。	支援者サポート会議の参加機会のない支援関係者に対する事例検討を行う研修機会の提供が必要となる。	継続	<p>【組織レベル】 包括化推進員や基幹包括化推進員には各分野の制度・施策の知識や協働調整の能力が求められることから、そうした能力形成を意識した福祉職採用職員に対するキャリアラダーが明確となっていない。</p>
③ 包括的な相談支援を行う専門職を育成するためのキャリアパスの形成・提供	検討段階	人事課と健康福祉局企画管理課が中心となり、福祉職採用職員の意見を踏まえながら福祉職の人事育成計画やキャリアパスの検討を行っていく。	特に、包括化推進員や基幹包括化推進員には各分野の制度・施策の知識や協働調整の能力が求められることから、そうした能力形成を意識した福祉職採用職員に対するキャリアラダーが必要となる。	継続	

II-4 包括的な相談支援を支える情報共有の仕組みづくり(提言P7)

取り組み内容	令和4年度			令和5年度	
		取組状況	課題や懸案事項	取組状況	課題認識
① 本人同意を不要とする支援関係者との情報共有の仕組みの活用等による情報共有のルール化(社会福祉法等に新たに位置づけられた「支援会議」等の活用を想定)	取組中	本人同意のない対象者の支援について関係者間で情報共有等を行うために、重層的支援推進担当課が社会福祉法106条による支援会議を主催し、会議構成員に対して守秘義務の誓約書の記載や、共通の規範「グランドルール」を徹底することで、支援関係者が情報共有しやすい仕組みづくりを進めている。 (11月末時点で支援会議を計16回開催)	<ul style="list-style-type: none"> 支援会議と要対協や地域ケア個別会議等の各分野での会議体との役割分担や対象者像についての整理が必要となる。 支援会議の開催については、支援機関等の調整等負担が大きいため、支援会議によらない効率的な情報共有の仕組みづくりが課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援会議のルール化を図り、多分野の支援機関や民生児童委員、近隣住民といった地域の支援関係者との情報共有を行った。 	<p>【政策、組織レベル】 すべての分野や窓口における相談支援情報の共有は相談対応等の業務の効率化や市民サービスの向上等の効果はあるものの、各部署において、すでにシステム導入が行われていることや、個人情報の取り扱いレベルが異なるといった課題もあり、次年度に導入を検討している(仮称)重層的支援システムについては、重層的支援推進担当業務及び障害者支援業務に関する支援情報を管理・共有にとどまっている。</p>
② 支援機関間での迅速かつ円滑な支援情報の情報共有を図るためにICT環境の整備とともに、レセプトデータや介護保険データの分析を通じた重症化予防のアプローチの検討	検討段階	R5年度向けに国からシステムの仕様等が発出される予定であり、重層的支援推進担当課を中心に情報共有の円滑化等を目的としたシステム導入に向けて府内調整等を進めている。 なお、データ分析による重症化予防のアプローチについては、今後相談につながった事例の検証を行う中で、必要性も含め検討を行っていく。	セルフネグレクトや病識の欠如等により早急な受診や投薬が必要と考えられる対象者について、65歳以上であれば尼崎包括支援ドクター(通称:あま☆ドクター)を活用したアウトリーチが可能であるが、65歳未満の対象者についてはアウトリーチの制度がない(精神科アウトリーチを除く)、医療へのつなぎが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 国から配付された共通の支援・統計システムの機能も含め、重層的支援を必要とする対象者等の相談支援情報等の共有・管理を行う(仮称)重層的支援システムの導入に向けて関係各課と検討を行った。 医師会とセルフネグレクトや病識の欠如等で受診が困難な65歳未満の方へ、医療へのアクセスのハードルを下げるため、医師のアウトリーチの仕組みづくりの協議を進めており、必要性の共通認識を確認した。 	<p>【政策、組織レベル】 すべての分野や窓口における相談支援情報の共有は相談対応等の業務の効率化や市民サービスの向上等の効果はあるものの、各部署において、すでにシステム導入が行われていることや、個人情報の取り扱いレベルが異なるといった課題もあり、次年度に導入を検討している(仮称)重層的支援システムについては、重層的支援推進担当業務及び障害者支援業務に関する支援情報を管理・共有にとどまっている。</p> <p>【事務事業レベル】 医師のアウトリーチにおいて、医師会との医師の報酬及び派遣ルール等の具体的な協議の整理が必要となつていています。</p>
③ 各分野の相談支援機関における様式の統一化、情報の共有・アクセス・更新のルールづくり	取組中	府内の支援関係機関間で相談を他の機関につなげる際の情報共有の共通様式として「うけとめ・つなげるシート」や連携フローを作成しルール化を図った。 また、支援記録の共有化を図るためのシステム導入の検討を行った。	既存の相談支援機関ごとに様式や情報共有等がルール化されている中で、府外の相談支援機関との情報共有のルール化等の検討が必要となる。		
④ 支援対象者や世帯のライフステージに沿った支援に必要となる個人情報の集約と活用	未着手				